

令和元年8月30日成田市訓令第1号

成田市技能労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「技能労務職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(年次有給休暇の時季指定)

第2条 任命権者は、年次有給休暇（任命権者が付与する年次有給休暇の日数が10日以上である技能労務職員に係るものに限る。以下同じ。）の日数のうち5日については、一の年度（年度の途中で年次有給休暇を付与した場合は、当該付与した日から1年以内）において、技能労務職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、技能労務職員が年次有給休暇を取得した場合（同項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。）においては、当該年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

(その他の事項)

第3条 この訓令に定めるもののほか、技能労務職員の勤務時間、休日及び休暇については、成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第19号）の例による。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。